

平成28年 5月臨時会

河合町議会会議録

平成28年5月10日 開会

河合町議会

平成28年第2回（5月）河合町議会臨時会会議録目次

| | |
|------------------------|----|
| ○招集告示..... | 1 |
| 第 1 号（5月10日） | |
| ○議事日程..... | 3 |
| ○本日の会議に付した事件..... | 3 |
| ○出席議員..... | 3 |
| ○欠席議員..... | 4 |
| ○出席説明員..... | 4 |
| ○欠席説明員..... | 4 |
| ○議会事務局出席者..... | 4 |
| ○開会の宣告..... | 5 |
| ○開議の宣告..... | 5 |
| ○町長のあいさつ..... | 5 |
| ○会議録署名議員の指名..... | 5 |
| ○会期の決定..... | 6 |
| ○日程の追加..... | 7 |
| ○議長の辞職..... | 7 |
| ○日程の追加..... | 8 |
| ○議長の選挙..... | 8 |
| ○日程の追加..... | 11 |
| ○副議長の辞職..... | 11 |
| ○日程の追加..... | 12 |
| ○副議長の選挙..... | 12 |
| ○日程の追加..... | 14 |
| ○各常任委員会の委員の選任..... | 14 |
| ○日程の追加..... | 16 |
| ○議会運営委員会の委員の選任..... | 16 |
| ○議会運営委員会の閉会中の継続調査..... | 17 |

| | |
|--|----|
| ○議案第 3 1 号、承認第 4 号から承認第 7 号の上程、説明..... | 17 |
| ○議案第 3 1 号の質疑、討論、採決..... | 21 |
| ○承認第 4 号の質疑、討論、採決..... | 23 |
| ○承認第 5 号の質疑、討論、採決..... | 28 |
| ○承認第 6 号の質疑、討論、採決..... | 29 |
| ○承認第 7 号の質疑、討論、採決..... | 30 |
| ○閉会の宣告..... | 33 |
| ○署名議員..... | 34 |

河合町告示第13号

平成28年第2回（5月）河合町議会臨時会を、次のとおり招集する。

平成28年4月28日

河合町長 岡井康徳

- 1 期 日 平成28年 5月10日
- 2 場 所 河 合 町 議 会 議 場
- 3 付議事件
 - 議案第31号 平成28年度河合町一般会計補正予算について
 - 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて
(平成27年度河合町一般会計補正予算)
 - 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて
(河合町税条例等の一部改正)
 - 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて
(行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正)
 - 承認第7号 専決処分の承認を求めることについて
(河合町国民健康保険税条例の一部改正)

平成28年 5月臨時会

河合町議会会議録

平成28年5月10日 開会

河合町議会

平成28年第2回(5月)河合町議会臨時会会議録

議事日程(第1号)

平成28年5月10日(火)午前10時00分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 議案第31号 平成28年度河合町一般会計補正予算について
日程第 4 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて
(平成27年度河合町一般会計補正予算)
日程第 5 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて
(河合町税条例等の一部改正)
日程第 6 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて
(行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の
一部改正)
日程第 7 承認第7号 専決処分の承認を求めることについて
(河合町国民健康保険税条例の一部改正)
-

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第7まで議事日程に同じ

- 追加日程第1 議長辞職の件
追加日程第2 議長の選挙
追加日程第3 副議長の辞職の件
追加日程第4 副議長の選挙
追加日程第5 各常任委員会の委員の選任
追加日程第6 議会運営委員会の委員の選任
追加日程第7 議会運営委員会の閉会中の継続調査の件
-

出席議員(13名)

- | | |
|----------|----------|
| 1番 岡田美伊子 | 2番 大西孝幸 |
| 3番 清原和人 | 4番 馬場千恵子 |
| 5番 吉村幸訓 | 6番 岡田康則 |

7番 森 尾 和 正

8番 池 原 真智子

9番 西 村 潔

10番 疋 田 俊 文

11番 谷 本 昌 弘

12番 中 尾 伊佐男

13番 辻 井 賢 治

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した者

| | | | |
|---------------------|---------|-------------------|---------|
| 町 長 | 岡 井 康 徳 | 副 町 長 | 藤 岡 和 成 |
| 教 育 長 | 竹 林 信 也 | 企 画 部 長 | 澤 井 昭 仁 |
| 総 務 部 長 | 福 井 敏 夫 | 福 祉 部 長 | 中 尾 博 幸 |
| 住 民 生 活 部 長 | 堀 内 伸 浩 | ま ち づ く り 推 進 部 長 | 竹 田 裕 昭 |
| 教 育 部 長 | 井 筒 匠 | 総 務 部 次 長 | 木 村 光 弘 |
| 福 祉 部 次 長 | 門 口 光 男 | 住 民 生 活 部 次 長 | 岡 田 昌 浩 |
| 安 心 安 全 推 進 課 長 | 森 嶋 雅 也 | 財 政 課 長 | 上 村 卓 也 |
| 税 務 課 長 | 浮 島 龍 幸 | 福 祉 政 策 課 長 | 辰 巳 環 |
| 社 会 福 祉 協 議 会 課 長 | 山 本 孝 典 | 保 険 ス ポ ー ツ 課 長 | 上 村 豊 |
| 認 定 こ ど も 園 準 備 室 長 | 佐 藤 桂 三 | 特 命 担 当 | 梅 野 修 治 |
| 住 民 生 活 課 長 | 上 村 英 伸 | ま ち づ く り 推 進 課 長 | 中 山 雅 至 |
| 地 域 活 性 課 長 | 福 辻 照 弘 | 上 下 水 道 課 長 | 石 田 英 毅 |
| 教 育 総 務 課 長 | 杉 本 正 範 | 生 涯 学 習 課 長 | 上 村 欣 也 |

欠席者（なし）

会議に従事した事務局職員

| | | | |
|-----|---------|-------|---------|
| 局 長 | 御 輿 善 弘 | 調 整 員 | 堀 内 一 憲 |
|-----|---------|-------|---------|

開会 午前10時00分

◎ 開会の宣告

○議長（疋田俊文） 本日、告示第13号をもって平成28年第2回臨時会を招集されましたところ、ただいまの出席議員は13名で定足数に達しております。

よって、平成28年第2回臨時会は成立しましたので開会します。

◎開議の宣告

○議長（疋田俊文） これより本日の会議を開きます。

◎町長のあいさつ

○議長（疋田俊文） 町長、招集の挨拶を登壇の上願います。

○町長（岡井康徳） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 町長。

（町長 岡井康徳 登壇）

○町長（岡井康徳） みなさんおはようございます。連休明けのお疲れの時にお集まりいただきまして大変ごくろうさまでございます。本日上程をいたしております議案につきましては議案第31号の1議案と承認第4号から承認第7号までの4承認、計5案件を上程させていただいております。のちほど副長町のほうから議案の説明を申し上げます。みなさん方には慎重なるご審議をいただきまして、ご決定を賜ります事を是非ともお願いもうしあげまして、招集の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

◎会議録署名議員の指名

○議長（疋田俊文） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により議長において、2番、大西孝幸議員、

3 番、清原和人議員を指名します。

◎会期の決定

○議長（疋田俊文） 日程第2 会期の決定を議題とします。

4月28日に議会運営委員会を開会していただいておりますので、中尾伊佐男議会運営委員長より会期等について報告願います。

○12番（中尾伊佐男） 議長。

○議長（疋田俊文） 中尾委員長。

○12番（中尾伊佐男） 4月28日、議会運営委員会を開会いたしましたので、その結果を報告いたします。

会期は、本日1日限りといたします。

議案につきましては、議案第31号の1議案、承認第4号から第7号までの4承認を本日上程し、逐条審議いたします。以上、報告おわります。

○議長（疋田俊文） お諮りします。

会期等については、ただいまの委員長報告のとおり決定したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） ご異議なしと認めます。

よって、会期は委員長報告どおり本日1日限りと致します。

暫時休憩します。

休憩 午前10時03分

再開 午前10時07分

○副議長（森尾和正） 再開します。

◎日程の追加

○副議長（森尾和正） ただいま、疋田俊文議長より、一身上の都合により本日付けをもって、議長の辞職願が提出されました。

お諮りします。

議長の辞職の件を直ちに追加し、追加日程第1として議題とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○副議長（森尾和正） ご異議なしと認めます。

よって、議長の辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

尚、疋田議長におかれましては、除斥の規定が適用されますので、あらかじめ退席されております。

◎議長の辞職

○副議長（森尾和正） お諮りします。

地方自治法第108条の規定により、疋田俊文議員の議長をの辞職を許可することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○副議長（森尾和正） ご異議なしと認めます。

よって、疋田俊文議員の議長辞職の件は、許可することに決定しました。

疋田俊文議員の入場を許可します。

（10番 疋田俊文 入場）

○副議長（森尾和正） 疋田俊文議員には、議長の辞職が許可されたことをお伝えします。議長退任の挨拶を登壇の上願います。

○10番（疋田俊文） はい、議長。

○副議長（森尾和正） 疋田議員。

（10番 疋田俊文 登壇）

○10番（疋田俊文） みなさんのおかげで、1年間無事に議長職を務めることができました事を厚く御礼申し上げます。今年1年振りかえりますと色々な事があったのかなというように、私もこの1年は何か異議のある1年であったかなと思います。これから1議員に戻りましても河合町発展の為に尽くす所存でございますので、どうかひとつよろしく願いいたしまして、はなはだ簡単ですが退任の挨拶といたします。どうもありがとうございました。

◎日程の追加

○副議長（森尾和正） お諮りします。

ただいま、議長が欠員となりましたので、議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として、選挙を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○副議長（森尾和正） ご異議なしと認めます。

よって、議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として選挙を行う事に決定しました。

◎議長の選挙

○副議長（森尾和正） 選挙の方法は、指名推選、あるいは投票、いずれの方法といたしましようか。

○4番（馬場千恵子） はい、議長。

○副議長（森尾和正） 馬場議員。

○4番（馬場千恵子） 投票でお願いします。

○副議長（森尾和正） 投票との声がございましたので、選挙の方法は投票によることとします。

議場を閉鎖します。

(議場閉鎖)

○副議長(森尾和正) ただいまの出席議員は13名です。

立会人を指名します。

会議規則第31号第2項の規定により、立会人に谷本昌弘議員、辻井賢治議員を指名します。

それでは、投票用紙を配ります。

(投票用紙の配布)

○副議長(森尾和正) 念の為申し上げます。

投票は単記無記名です。

投票用紙の配布もれは、ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○副議長(森尾和正) 配布もれなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱の点検)

○副議長(森尾和正) 異常なしと認めます。

これより投票を行います。

なお、白票は無効であります。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、1番 岡田美伊子議員から順次投票願います。

(投票)

○副議長(森尾和正) 投票もれはありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○副議長(森尾和正) 投票もれなしと認めます。

投票を終わります。

これより開票を行います。

谷本昌弘議員、辻井賢治議員開票の立会いをお願いします。

(開票)

○副議長(森尾和正) それでは選挙の結果を報告します。

投票総数13票、有効投票12票、無効投票1票です。

有効投票のうち正田俊文議員11票、馬場千恵子議員1票、以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は、3票です。

したがって、疋田俊文議員が議長に当選されました。

ただいま、当選されました疋田俊文議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により当選人の告知をします。

それでは、議場の閉鎖を解きます。

(議場を開く)

○副議長(森尾和正) それでは、疋田俊文議員、議長就任の挨拶を登壇の上、願います。

(新議長 疋田俊文 登壇)

○議長(疋田俊文) ただいま、選挙によって選ばれました事を厚く御礼申し上げます。河合町の発展の為に私はこれからも議長という職にという事でございますが、行政、そして議員のみなさん、又住民のみなさんのパイプ役になっていく所存でございます。又、今年的一年で色々あったと思いますが私はこれからこの1年は対話の議会にしたいなと思っております。そして、河合町がますます発展しますように私も努力してまいる所存でございます。最後に、たんぼぼ通信の馬場さんから疋田頑張れと言うことで、たんぼぼ通信に激励を書いていただきました事を厚く御礼を申し上げます。そのたんぼぼ通信に激励をしてくださった馬場さんが1本で、その受けた私が12本という事でございます。来年、馬場さんがもし議長選挙に立候補されるという事なら、これ以上の成績で頑張っていたきたいと思っております。この場をお借りしてエールを送りたいと思っております。どうかひとつよろしくお願い致します。どうもありがとうございました。

○副議長(森尾和正) それでは、疋田議長、議長席にお着き願います。

(議長交代)

○議長(疋田俊文) 暫時休憩します。

休憩 午前10時22分

再開 午前10時26分

○議長(疋田俊文) 再開します。

◎日程の追加

○議長（疋田俊文） ただいま、森尾和正副議長より、一身上の都合により本日付けをもって、副議長の辞職願が提出されました。

お諮りします。

副議長の辞職の件を直ちに追加し、追加日程第3として議題とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） ご異議なしと認めます。

よって、副議長の辞職の件を日程に追加し、追加日程第3として議題とすることに決定しました。

尚、森尾和正副議長におかれましては、除斥の規定が適用されますので、あらかじめ退席されております。

◎副議長の辞職

○議長（疋田俊文） お諮りします。

地方自治法第108条の規定により、森尾和正議員の副議長をの辞職を許可することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） ご異議なしと認めます。

よって、森尾和正議員の副議長辞職の件は、許可することに決定しました。

森尾和正議員の入場を許可します。

（7番 森尾和正 入場）

○議長（疋田俊文） 森尾和正議員には、副議長の辞職が許可されたことをお伝えします。

副議長退任の挨拶を登壇の上願います。

○7番（森尾和正） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 森尾議員。

（7番 森尾和正 登壇）

○7番（森尾和正） 1年間ありがとうございました。みなさまのおかげで副議長の大役を無事に務めさせていただく事ができました。本当にありがとうございました。

◎日程の追加

○議長（疋田俊文） お諮りします。

ただいま、副議長が欠員となりましたので、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第4として、選挙を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） ご異議なしと認めます。

よって、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第4として選挙を行う事に決定しました。

◎副議長の選挙

○議長（疋田俊文） 選挙の方法は、指名推選、あるいは投票、いずれの方法といたしましょうか。

○4番（馬場千恵子） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 馬場議員。

○4番（馬場千恵子） 投票をお願いします。

○議長（疋田俊文） 投票との声がありましたので、選挙の方法は投票によることとします。

議場を閉鎖します。

（議場閉鎖）

○議長（疋田俊文） ただいまの出席議員は13名です。

立会人を指名します。

会議規則第31号第2項の規定により、立会人に谷本昌弘議員、辻井賢治議員を指名します。

それでは、投票用紙を配ります。

(投票用紙の配布)

○議長(疋田俊文) 念の為申し上げます。

投票は単記無記名です。

投票用紙の配布もれは、ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(疋田俊文) 配布もれなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱の点検)

○議長(疋田俊文) 異常なしと認めます。

これより投票を行います。

なお、白票は無効であります。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、1番 岡田美伊子議員から順次投票願います。

(投票)

○議長(疋田俊文) 投票もれはありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(疋田俊文) 投票もれなしと認めます。

投票を終わります。

これより開票を行います。

谷本昌弘議員、辻井賢治議員開票の立会いをお願いします。

(開票)

○議長(疋田俊文) それでは選挙の結果を報告します。

投票総数13票、有効投票10票、無効投票3票です。

有効投票のうち森尾和正議員9票、馬場千恵子議員1票、以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は、2.5票です。

したがって、森尾和正議員が副議長に当選されました。

ただいま、当選されました森尾和正議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により当選人の告知をします。

それでは、議場の閉鎖を解きます。

(議場を開く)

○議長（疋田俊文） それでは、森尾和正議員、副議長就任の挨拶を登壇の上、願います。

○副議長（森尾和正） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 森尾副議長。

（新副議長 森尾和正 登壇）

○副議長（森尾和正） 選挙によりみなさまのおかげで、副議長の重責をいただき本当にありがとうございます。議長を支え、またみなさまのお力を借り、1年間副議長の席を一生懸命頑張る、河合町発展の為に精一杯頑張ります。よろしくお願い致します。ありがとうございます。

◎日程の追加

○議長（疋田俊文） お諮りします。

各常任委員会の選任についてを議題とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） ご異議なしと認めます。

よって、各常任委員会の選任についてを日程に追加し、追加日程第5として議題とすることに決定しました。

◎各常任委員会の委員の選任

○議長（疋田俊文） 追加日程第5、各常任委員会の委員の選任についてを議題とします。

各常任委員会の委員選任について、委員会条例第6条第1項の規定に基づき、議長により指名することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） ご異議なしと認めます。

暫時休憩します。

休憩 午前10時38分

再開 午前10時44分

○議長（疋田俊文） 再開します。

それでは、指名を行います。

総務常任委員会の委員として、大西議員、清原議員、西村議員、谷本議員、中尾議員、以上5名。

厚生常任委員会の委員として、馬場議員、岡田康則議員、森尾議員、池原議員、以上4名。

経済建設常任委員会の委員として、岡田美伊子議員、吉村議員、疋田議員、辻井議員、以上4名。

それぞれ、ただいま指名しました方々を選任いたします。

よろしく申し上げます。

次に、各常任委員会の委員の選任が終わりましたので、各常任委員会において、委員長及び副委員長の互選をお願いします。

その間、暫時休憩します。

休憩 午前10時46分

再開 午前10時55分

○議長（疋田俊文） 再開します。

ただいま、各常任委員会において選任されました委員長及び副委員長を報告します。

総務常任委員会委員長に中尾議員、副委員長に大西議員。

厚生常任委員会委員長に岡田康則議員、副委員長に池原議員。

経済建設常任委員会委員長に吉村議員、副委員長に岡田美伊子議員。

以上の方々が選任されました。

◎日程の追加

○議長（疋田俊文） お諮りします。

議会運営委員会の委員の選任についてを議題とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） ご異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会の委員の選任についてを日程に追加し、追加日程第6として議題とすることに決定しました。

◎議会運営委員会の委員の選任

○議長（疋田俊文） 追加日程第6、議会運営委員会の委員の選任についてを議題とします。

委員会条例第6条第1項の規定に基づき、議長により指名することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） ご異議なしと認めます。

それでは、指名を行います。

吉村議員、岡田康則議員、池原議員、谷本議員、中尾議員、辻井議員、以上6名であります。

議会運営委員会の委員に、ただいま指名しました方々を選任いたします。

よろしくお願ひします。

次に、議会運営委員会の委員の選任が終わりましたので、議会運営委員会において委員長及び副委員長の互選をお願いします。

その間、暫時休憩します。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時02分

○議長（疋田俊文） 再開します。

ただいま、選任されました議会運営委員会の委員長及び副委員長を報告します。

委員長に谷本議員、副委員長に池原議員。

以上の方々が選任されました。

◎議会運営委員会の閉会中の継続調査

○議長（疋田俊文） 日程第7 議会運営委員会の閉会中の継続調査の件を議題とします。

議会運営委員長から会議規則第73条の規定により、「本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について」閉会中もこれを継続して行いたい旨の申し出がありました。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中も継続調査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） ご異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中も継続調査とすることに決定しました。

◎議案第31号、承認第4号から承認第7号の上程、説明

○議長（疋田俊文） それでは、理事者の方より議案第31号の1議案、承認第4号、承認第5号、承認第6号、承認第7号の4承認について、提案理由の説明を登壇の上、願います。

○副町長（藤岡和成） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 副町長。

（副町長 藤岡和成 登壇）

○副町長（藤岡和成） それでは、平成28年5月臨時会に上程致されました、議案第31号、承認第4号から第7号の4承認、合計5議案について順次ご説明申し上げます。

議案第31号 平成28年度河合町一般会計補正予算についてでございます。

第1条「歳入歳出予算の補正」につきましては、既定の歳入歳出予算にそれぞれ4,295万円を追加し、歳入歳出予算総額を68億3,205万円とするものでございます。

それでは歳出からご説明申し上げます。8ページをお願い致します。

2款総務費、1項総務管理費では財政調整基金への積立金4,100万円の増額でございます。内容につきましては、平成28年3月31日付けで専決処分致しました、平成27年度一般会計補正予算において、清掃工場火災復旧事業の財源とした保険金の額の確定に時間を要し、平成27年度中の収入が見込めないことから、平成28年度への繰越事業の財源を除く4,100万円について、歳入予算で保険金から4,100万円を減額し、同額を財政調整基金からの繰入金に財源の振り替えを行っており、今回、平成28年度補正予算において、同額を財政調整基金に積み立てることにより、基金総額を確保するものです。

8款消防費、1項消防費では195万円の増額で、内容につきましては、自治総合センターコミュニティ助成金を受けて、防災備品の充実を図るものでございます。

次に、歳入についてご説明申し上げます。6ページをお願い致します。

19款諸収入、4項雑入で4,295万円の増額となっております。

内容につきましては、平成28年度に収入することになる清掃工場火災復旧事業の財源である保険金4,100万円の増額と、自治総合センターコミュニティ助成金195万円の増額でございます。以上、歳入歳出4,295万円の増額補正となっております。

承認第4号 専決処分の承認を求めることについてでございます。

このことにつきましては、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分致しましたので同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めるものでございます。

それでは専決処分致しました「平成27年度河合町一般会計補正予算」についてご説明申し上げます。

第1条「歳入歳出予算の補正」につきましては、既定の歳入歳出予算から、それぞれ7,242万円を減額し、歳入歳出予算総額を69億1,247万7,000円とするものでございます。

第2条「繰越明許費の補正」につきましては3ページをお願い致します。

街再生事業を4,374万1,000円に改めるとともに、個人番号カード交付事業473万円と清掃工場災害復旧事業9,903万6,000円を追加し、繰越明許費の総額を2億3,077万3,000円とするものでございます。

第3条「地方債の補正」につきましては、4ページをお願い致します。

このことにつきましては、3事業の借入限度額を表のとおり定め、起債の限度額を合計7億7,644万5,000円とするものでございます。

それでは歳出からご説明申し上げます。12ページをお願い致します。

2款総務費、1項総務管理費では、財政調整基金費で、財源調整により5,242万円の減額

となっております。また、街再生事業費 2,000 万円の減額につきましては、国の地方創生加速化交付金対象事業のうち、小学校への I C T 教育環境整備事業を減額するものでございます。

10 款災害復旧費、2 項衛生施設災害復旧費では、歳出予算額の増減はなく、財源の振替のみとなっております。

次に、歳入についてご説明致します。8 ページをお願い致します。

1 款町税、1 項町民税で 1,300 万円の減額。

6 款地方消費税交付金、1 項地方消費税交付金で 3,400 万円の増額。

9 款地方交付税、1 項地方交付税で 1 億 4,276 万 5,000 円の減額。

13 款国庫支出金、2 項国庫補助金で 2,000 万円の減額となっております。

次に 17 款繰入金、1 項基金繰入金 4,100 万円の増額と 19 款諸収入、4 項雑入 4,100 万円の減額につきましては、平成 27 年 12 月に補正予算の専決処分を行った清掃工場災害復旧事業で、事業の財源とした保険金の額の確定に時間を要し、平成 27 年度中の収入が見込めないことから、平成 28 年度への繰越事業の財源を除く 4,100 万円について、一時的に、雑入で保険金を減額し、財政調整基金からの繰入金に財源の振り替えを行うものでございます。なお、この分につきましては、今議会に上程致しました「平成 28 年度一般会計補正予算」において、同額を財政調整基金に積み立てる予算を計上しており、基金総額は確保しております。

次に、20 款町債、1 項町債では 6,934 万 5,000 円の増額となっております。

以上、歳入歳出 7,242 万円の減額補正となっております。

承認第 5 号 専決処分の承認を求めることについてでございます。

このことにつきましては、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、専決処分致しましたので同条第 3 項の規定により、これを報告し承認を求めるものでございます。

それでは専決処分致しました「河合町税条例等の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

今回の改正は、「地方税法等の一部を改正する等の法律」が平成 28 年 3 月 31 日に公布されたことなどに伴う改正でございます。

第 1 条は、「河合町税条例」の一部を改正するものでございます。

この第 1 条のうち、第 18 条の 2 の改正につきましては、行政不服審査法の改正により「不服申立て」の手続きが「審査請求」に一元化されたことに伴う改正でございます。

「第 56 条」及び「第 59 号」の改正は、固定資産税の非課税の規定等において、対象となる組織の名称が、「独立行政法人労働者健康福祉機構」から「独立行政法人労働者健康安全機構」に変更されることに伴う改正でございます。

「附則第 10 条の 2」の改正は、固定資産税に対する減額の特例措置として、地方税法に規定する対象施設等について、それぞれ講じる特例措置を規定するものでございます。

「附則第 10 条の 3」の改正は、一定の省エネ改修工事を行った家屋につき固定資産税の減額の適用を受けようとする場合の申告書に、国又は地方公共団体から交付を受けた補助金等の額を記載する規定を追加するものでございます。

次に、第 2 条につきましては、平成 27 年 12 月に可決、公布されました「河合町税条例の一部を改正する条例」の一部を改正するものでございます。

この改正につきましては「附則第 6 条」において、町たばこ税における紙巻たばこ 3 級品の税率改正に伴う経過措置についての規定を整備し明確化するものでございます。

この条例は平成 28 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

承認第 6 号 専決処分の承認を求めることについてでございます。

このことにつきましては、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、専決処分致しましたので同条第 3 項の規定により、これを報告し承認を求めるものでございます。

それでは専決処分致しました「行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

第 4 条では、河合町固定資産評価審査委員会条例の改正規定において、引用する条項を整理する改正でございます。

また、附則第 4 項では、同じく固定資産評価審査委員会条例の改正規定について、平成 28 年 4 月 1 日以後に固定資産の価格等の公示等がされる場合に適用する旨を規定するものでございます。

この条例は公布の日から施行するものでございます。

承認第 7 号 専決処分の承認を求めることについてでございます。

このことにつきましては、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分致しましたので同条第 3 項の規定により、これを報告し承認を求めるものでございます。

それでは専決処分致しました「河合町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

今回の改正は、「地方税法施行令等の一部を改正する等の政令」が平成 28 年 3 月 31 日に

公布されたことに伴う改正でございます。

改正致します内容は、国民健康保険の加入者に対し課する国民健康保険税の賦課限度額の引き上げ及び低所得者世帯に対する国民健康保険税の軽減判定基準の緩和が図られたことに伴い、政令の改正に準じ所要の改正を行うものでございます。

内容としましては、国民健康保険賦課限度額を2万円引上げ54万円に、後期高齢者支援金の賦課限度額を2万円引き上げ19万円とするものでございます。

また、今回の改正により、低所得者世帯における国民健康保険税の緩和措置が図られ、5割軽減及び2割軽減判定時における算出基礎額の引き上げを行い、保険税を求めることができることとするものでございます。

この条例は、平成28年4月1日から施行するものでございます。

以上、簡単ではございますけれども5案件の説明とさせていただきます。

どうぞよろしく、ご審議、ご決定賜わりますようお願い申し上げます、説明とさせていただきます。

○議長（疋田俊文） 10分、暫時休憩します。

休憩 午前11時20分

再開 午前11時33分

◎議案第31号の質疑、討論、採決

○議長（疋田俊文） 再開いたします。

日程第3 議案第31号 平成28年度河合町一般会計補正予算についてを議題とします。

これより、質疑に入ります。

質疑のある方、発言願います。

○4番（馬場千恵子） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 馬場議員。

○4番（馬場千恵子） 歳出歳入まとめてさせてもらいたいのですが、災害対策費として195万円入ってますけれども、防災備品の充実という事でだされていますが、具体的にどういった

備品を充実されるのかお聞きします。それと、保険金についてですけれども、保険金の額の決定に時間がかかったって事ですが、以前説明していただいた時点では保険金とかの歳入のところで8,000万円程予定されてたと思うんですけど、それが4,100万円になった事の説明と、大きく予算上も変わってきてますので、この火災事故についての顛末書の提出をお願いしたいと思い質問しました。

○安心安全推進課長（森嶋雅也） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 森嶋安心安全課長。

○安心安全推進課長（森嶋雅也） 私の方から災害対策費の事業の内訳についてご説明をさせていただきます。今回、購入いたしますのは組み立て式の簡易給水コンテナ、それと簡易型の避難用テントでございます。詳細でございますが、組み立て式簡易給水コンテナは1メートル立方の外枠と1,000リットルの内袋で構成されております。災害時に避難所において最も大切な飲料水、生活用水を安全に供給する為に配備を計画致しております。避難所であり、各小学校を給水拠点と位置付けまして、容量1,000リットルの給水コンテナ、各1機、3校で計3機の配備を計画致しております。上水場と各小学校を給水車で巡回する事で給水の対応をしたいと考えております。次に、簡易型非難用テントですが、避難所内で安心できる空間を確保する為に大人2人がくつろげる、2メートル四方4平方メートルの避難用テント130張を購入する計画でございます。これによりまして、避難所内でのプライバシー保護が可能になると考えております。以上です。

○財政課長（上村卓也） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 財政課長。

○財政課長（上村卓也） 保険金に関する質問でございますが、保険金につきましては昨年12月に専決させていただいた時に災害復旧費に関して、財源としまして地方債と保険金という事で、地方債が6,000万円、保険金が8,000万円というかたちで計上させていただいております。うち今回27年度の補正予算中に載せさせていただいております、繰越明許費の部分でその内、事業費としまして9,903万6,000円。この財源としましては、地方債6,000万円保険金3,900万円。この分について繰越をさせていただくという形を考えております。それはその分は繰越させていただきますので、保険金8,000万円の残りの4,100万円を今回一時的に減額をさせていただいて基金を入れさせていただく形を考えております。以上でございます。

○議長（疋田俊文） 他にありませんか。

○4番（馬場千恵子） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 馬場議員。

○4番（馬場千恵子） この火災事故についての顛末書についての提出はしていただけますか。

○総務部長（福井敏夫） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 福井総務部長。

○総務部長（福井敏夫） 顛末という物がどういう物か私も勉強しなければならないんですけども、事の顛末というのは昨年12月の時点で緊急対応としまして補正予算計上させていただきました。それについてはその時の見込みで保険金もいけるであるという見込みでさせていただいたところです。ただ、その後保険会社と調整を重ねる上で額が確定しないという事で結果として現在こういう形になっております。それが事の顛末でございますので、その事を御了承いただきましてお願いしたいと思います。

○議長（疋田俊文） 他に質問ありませんか。

（「ありません」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） ご異議なしと認めます。

これより、議案第31号の採決を行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の方举手願います。

（賛成者举手）

○議長（疋田俊文） 多数であります。

よって、 議案第31号 平成28年度河合町一般会計補正予算については原案どおり可決されました。

◎承認第4号の質疑、討論、採決

○議長（疋田俊文） 日程第4、承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（平成27年度河合町一般会計補正予算）を議題とします。

これより、質疑に入ります。

質疑のある方、発言願います。

○4番（馬場千恵子） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 馬場議員。

○4番（馬場千恵子） 歳入のところ、かなり減額が出てますけど減額された理由、内容について詳しく説明をしていただきたいというのと、地方債ですけども、地方債も増減がありますがその中身について具体的に教えて下さい。

○税務課長（浮島龍幸） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 課長。

○税務課長（浮島龍幸） まず、固定資産の方ですが当初予算額の比較で普通交付税が減額となった要因としまして基準財政収入額で交付税歳入額より町民税個人所得割が主に給与所得者の所得金額が当初見込みより延びたのが原因と固定資産税では比較的大きな価格の高い建物が建ち、見込みより延びた。地方消費税交付金では地方消費税率の改正による税収額が当初見込み額より大幅に上回った為、過少に推計したのが原因です。又、26年度の決算額との比較で地方消費税交付金が収入額で税率の改正により地方消費税交付金は大幅に増額となり、交付税は減額となったのが要因です。税に関しては以上です。

○財政課長（上村卓也） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 財政課長。

○財政課長（上村卓也） 私の方からは、1つ目としまして交付税の減少につきまして説明させていただきます。普通交付税につきまして、1億3,746万4,000円の減額という事になっております。普通交付税につきましては、地方財政計画、その他関係資料を基に試算し予算計上させていただいておりますが、地方自治体の財政状況や地理的な条件等によって大きく乖離する事がございます。今回、本町の平成27年度の決算見込みにつきましては、基準財政需要額におきまして、個別算定経費の社会福祉費、この部分の補正計数の減少、又その他教育費で幼稚園、幼時数の減少、それと交際費や事業費補正。事業費補正においては平成11年度から平成16年に借入しました地域総合整備事業債の料率変更などにより減少しております。また、基準財政収入額におきましては、個人所得割や固定資産税の増額、又、地方消費税税率改正に伴う地方消費税交付金の増などにより総額で1億3,746万4,000円の減額となっております。そして次に財政調整基金の繰入金及び諸収入の雑入、財政調整基金の繰入金プラス4,100万、及び諸収入、雑入マイナス4,100万円これにつきましては先ほど説明させていただいた分でございます。あと、町債なんですけど、1つ目としまして減収補てん債につきまして

は、法人住民税と利子割交付金の減収分で、その年度の普通交付税に反映できなかった額を補填する為に借入が認められているものでございます。今回、法人住民税の方で減少になりましたので、その分の額が確定しましたので、今回4,510万円の増額をさせていただいております。後、大きなものとしまして退職手当債ですが、退職手当債につきましては3月の定例議会におきまして、定年退職者7名分、金額としまして6,300万円の補正を計上させていただきました。今回、臨時的なものとしまして、勸奨退職1名、自己都合退職1名の分としまして3,930万円の追加計上させていただいたところでございます。以上でございます。

○9番（西村 潔） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 西村議員。

○9番（西村 潔） 2ページのところに、収入面で地方創生加速化交付金が減額になっていると、これは事業の減少によるのか国の指導に基づいて2,000万円を減らされているのかですね。よろすに地方創生加速化交付金が2,000万円減るという事ですね。これの中身を説明お願いしたいと思います。それから、先ほど普通交付税が減ったという事ですけども、特別交付税も減ってるわけですね、これの内容についても説明お願いします。それから町債の方ですけども、先ほど説明ありました減収補てん債、4,510万円計上と、これの計算式、根拠ですね、どれだけ法人住民税が減って、その為にいくら補填をするのかの中身について説明お願いしたいと思います。それから、退職手当金ですけども、2名。当初7名であったのが2名追加があったという事でこの2名分の退職金を手当するために必要な資金が3,930万円という事ですけども、これの説明をお願いしたいと思います。

○企画部長（澤井昭仁） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 澤井部長。

○企画部長（澤井昭仁） まず、加速化交付金の減額についてなんですけども、加速化交付金対象事業として3月補正で3事業予算計上させていただきました。その内2事業については審査の上、採択を受けたんですが、1事業については採択されないという事で、それにかかる交付金分として2,000万円減額させていただいております。

○財政課長（上村卓也） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 財政課長。

○財政課長（上村卓也） 地方交付税のうち、特別交付税の減額につきまして、説明させていただきます。特別交付税につきましては、関東、東北豪雨の影響によりその部分でそちらの方に金額がまわるという事で、マイナス10パーセントの減額になるという予定でしたが、そ

の部分がマイナス２パーセントの減額という事で元利額分としまして530万1,000円という形になっております。続きまして減収補てん債ですが、すみません、今、算定根拠持ってきておりませんので、後ほど説明させていただきたいです。申し訳ございません。退職手当債につきましては、当該年度の退職者への退職金の総額が平年ベースを超える額を超える額の範囲内で発行が認められております。平年ベースを超えた分に対して認められるという事ですので、ある一定の人数が超えればその部分まるまる認められる形になってきますのでこういう算定になっております。以上でございます。

○9番（西村 潔） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 西村議員。

○9番（西村 潔） 地方創生という事で国の施策として力が入ってるわけですけども、3つの中の内1つができなかったという事ですけども、この事業の中身ですね、どうしてこれができなくなったのか、今後これは再度検討されるのか質問したいと思います。それから、先ほど減収補てん債については後で計算式をいただくという事ですのでおって具体的にお願いしたいと思います。

○企画部長（澤井昭仁） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 澤井部長。

○企画部長（澤井昭仁） 地方創生加速化交付金なんですけども、従来型の補助金とちょっと違いまして、まず町の方で事業を発議をしまして、予算を計上して、内閣府に提出して、内閣府の審査を受ける手続になっております。各市町村、都道府県からの申請額が内閣府の想定1,000億円を超えまして、その分について審査が始まったという事になったという事です。河合町では3事業のうち2事業。1事業と言いますのはITCの環境整備の部分については採択されませんでした。これ事態十分反省するところも当然あるんですけども、全国的に全ての事業が付いたという例は稀有であると聞いてますし、近隣町におきましても、付いた事業、つかなかった事業、あるいは減額された事業という形がでております。そういう意味でこれまでの補助金とちょっと異を為すものであるご理解をいただければと思います。

○議長（疋田俊文） 他にありませんか。

○4番（馬場千恵子） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 馬場議員。

○4番（馬場千恵子） 地方債のところで、6番目の臨時財政の対策債については説明なかったのではないのでしょうか。それと、先ほどの地方創生の加速化交付金について、認められな

い理由があったと思いうんですけど何がだめだったんでしょうか。

○財政課長（上村卓也） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 財政課長。

○財政課長（上村卓也） 大変申し訳ございません。町債の臨時財政対策債の減額につきましては、まず、臨時財政対策債とは平成13年度創設された地方債となっております。本来なら、地方交付税として交付されるべき金額の一部が、地方が借金をする事によって補填すると、その元利償還金相当額の全額を今年度の普通交付税に算入される仕組みとなっております。当初は3年間の臨時措置となっておりますが、現在も延長されているところでございます。あと、発行額につきましては、財源不足額基礎方式というもので算定しております。基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た率を基に规则的に算定をされているものです。当初は地財計画等により計上しております、結果的にその分の差が出てるという事で今回減額させていただいております。

○企画部長（澤井昭仁） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 澤井部長。

○企画部長（澤井昭仁） 個々別々に理由というものが示されたわけではなくて、総括的な発表としては、「地方への人の流れを作る」これに効果があるのかどうか。そういった点、あるいは独自性、そういった部分を審査して決定されたという事の発表はありますが、河合町の子の事業について、「こういう評価をしました」という評価はありません。

○議長（疋田俊文） 他に質問ありませんか。

（「ありません」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） ご異議なしと認めます。

これより、承認第4号の採決を行います。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方挙手願います。

（賛成者挙手）

○議長（疋田俊文） 多数であります。

よって、承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（平成27年度河合町一般会計補正予算）については承認することに決定しました。

◎承認第5号の質疑、討論、採決

○議長（疋田俊文） 日程第5、承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（河合町税条例等の一部改正）を議題とします。

これより、質疑に入ります。

質疑のある方、発言願います。

○4番（馬場千恵子） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 馬場議員。

○4番（馬場千恵子） この条例の中で附則の第10条の2という部分で出されてる分ですけども、この項目で河合町に該当する所はあるんでしょうか。

○税務課長（浮島龍幸） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 課長。

○税務課長（浮島龍幸） この項目で河合町に該当するものは、再生可能エネルギー発電設備の特例措置でございます。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

○9番（西村 潔） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 西村議員。

○9番（西村 潔） 町条例というのは法改正によって変わっていくという一種のぶら下がり条例みたいなものでしょうけど、18条の2項の第1項中に「不服申立て」を「審査請求」に改めるといふ、元々の法律の趣旨をです、これを町としてどのように理解してるのか説明をお願いしたいと思います。

○総務部長（福井敏夫） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 福井総務部長。

○総務部長（福井敏夫） 今回、18条の2の改正につきましては、災害等により期限までに申告、申請、納付できないと認める場合に当該期限の延長する規定というのがございます。それが、行政不服審査法の改正によりまして、異議申立てが審査請求という行為に統一された事に伴い、改正するのもでございます。これについては、上位法令の改正に伴う部分ですので町としての見解というのは今現在まだ持ちあわせておりません。よろしく願います。

○議長（疋田俊文） 他に質問ありませんか。

（「ありません」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） ご異議なしと認めます。

これより、承認第5号の採決を行います。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方挙手願います。

（賛成者挙手）

○議長（疋田俊文） 全員であります。

よって、承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（河合町税条例等の一部改正）は承認することに決定しました。

◎承認第6号の質疑、討論、採決

○議長（疋田俊文） 日程第6、承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正）を議題とします。

これより、質疑に入ります。

質疑のある方、発言願います。

（「ありません」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） ご異議なしと認めます。

これより、承認第6号の採決を行います。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方挙手願います。

（賛成者挙手）

○議長（疋田俊文） 全員であります。

よって、承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（行政不服審査法の施行に伴

う関係条例の整備に関する条例の一部改正)は承認することに決定しました。

◎承認第7号の質疑、討論、採決

○議長(疋田俊文) 日程第7、承認第7号 専決処分の承認を求めることについて(河合町国民健康保険税条例の一部改正)を議題とします。

これより、質疑に入ります。

質疑のある方、発言願います。

○4番(馬場千恵子) はい、議長。

○議長(疋田俊文) 馬場議員。

○4番(馬場千恵子) 基礎課税額の合算額が上がった事によって何人ぐらいの人がその対象になって、その金額はいくらになるのか示して下さい。併せて、5割軽減、2割軽減についても医療分、後期高齢支援金とに分けて説明して下さい。

○福祉部次長(門口光男) はい、議長。

○議長(疋田俊文) 門口次長。

○福祉部次長(門口光男) まず、限度額引き上げに伴う影響でございます。これにつきましては全体で84世帯の方が限度額を超える世帯でございます。医療保険分につきましては約105万8,000円程度の増額。又、後期高齢者の支援金につきましては48万6,000円程度の増額となっております。尚、介護保険金につきましては今回改正はされないというところでございます。したがって、影響額につきましては、154万4,000円程度の増額となる試算を行っております。又、一方減税の判定の見直しにつきましては5割軽減世帯につきましては17件ございます。2割軽減世帯につきましては4件。それぞれ新たに対象となります。軽減する金額につきましては、189万4,000円程度の増額になる見込みとなっております。又、軽減額に対する額の1/2の額約94万7,000円につきましては、一般会計の負担増ということです。尚、この試算につきましては平成27年度の賦課資料に基づきまして計算をさせていただいております。以上でございます。

○議長(疋田俊文) 他にございませんか。

○9番(西村 潔) はい、議長。

○議長(疋田俊文) 西村議員。

○9番（西村 潔） 国民健康保険税の一部を改正するという事ですけども、先ほどの説明の中では政省令の変更とおっしゃったと思うんですけどね、改正する元の法律の骨子ですね、なぜこういうふうにするのか、それから今後こういうふうに限度額を上げて行くのは可能性としてはあると思うんですけど。その為のバックになってる考え方ですね。84世帯の方が対象になっているという事ですけども、それなりに毎年上がっていくという負担の原則を受益者負担となればいいんですけども、どんどん増えていく可能性がこれから出てくると。特に国民健康保険については、保険者が変わる可能性があるのも、そのへんの所の国の法律の根拠と政省令とか税条例の一体化をどう考えてるか教えてほしいんですけど。

○福祉部次長（門口光男） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 門口次長。

○福祉部次長（門口光男） これにつきましては、地方税法の改正に基づきまして一部改正をしております。限度額の引き上げにつきましては、医療技術の高度化、被保険者の高齢化、の進展に伴いまして医療費が増加傾向にあると、現在でも負担額が大きいと言われる、いわゆる中間層に対する負担軽減の為、実施されるものでございます。これにつきましても限度額に達する世帯の割合の約4パーセント台とする考え方で、協会健保、いわゆる全国健康保険協会の医療分と高齢者の支援金分の保険料の本人負担額、上限であります93万円まで将来的に引き上げて行くという方針と国の方から伺っております。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

○4番（馬場千恵子） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 馬場議員。

○4番（馬場千恵子） 変更の分、52万円から54万円、17万円から19万円それぞれについて説明をいただきましたんですけども、それとこの項目について専決処分になってますが、それぞれの自治体においては、必ずしも今年度からこれを施行しなければならないって事にはなっていないと聞いてます。それが専決された理由についてお聞きしたいと思います。

○福祉部次長（門口光男） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 門口次長。

○福祉部次長（門口光男） 軽減世帯の内訳の説明でよろしいでしょうか。全体の世帯数これにつきましては、町全体で平成28年4月1日現在の状況なんですけども、2,859世帯がございまして、被保険者数につきましては4,861名となっております。7割軽減世帯につきましては847世帯、5割軽減対象世帯は355世帯、2割軽減世帯につきましては435世帯となっております。

まして、それぞれ5割につきましては17世帯、2割については4世帯が新たに対象となるところでございます。この改正につきましては、地方税法の改正に伴いまして全国的に実施されるものという事で認識しております。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

○8番（池原真智子） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 池原議員。

○8番（池原真智子） 先ほど、門口次長の説明の中で中間層の負担軽減を図る為という事で説明あったんですけども、その中間層は具体的に所得であるとかはどのように設定されるのでしょうか。

○福祉部次長（門口光男） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 門口次長。

○福祉部次長（門口光男） 保険分の限度額につきましては、現行が52万円のところ2万円あがりまして、54万円。後期高齢者支援金につきましては、17万円のところ19万円にそれぞれ2万円増額として、改正されてございます。介護保分につきましては現行の16万円併せて85万円から89万円になったという事でございまして。高額の方については限度額をもって是正されて、低所得者についても低額の世帯についてはそれぞれ軽減されるといったところで中間層の方につきましてはメリットが無いと言いますか、そういう考え方だと県の方からも伺ってるところです。

○議長（疋田俊文） 他に質問ありませんか。

（「ありません」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） ご異議なしと認めます。

これより、承認第7号の採決を行います。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方举手願います。

（賛成者举手）

○議長（疋田俊文） 多数であります。

よって、承認第7号 専決処分の承認を求めることについて（河合町国民健康保険税条例の一部改正）は承認することに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（疋田俊文） 以上で、今期臨時会に付議されました案件は、全て議了しました。

これをもって、会議規則第6条の規定により、本日をもって閉会したいと思います、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） ご異議なしと認めます。

よって、平成28年第2回臨時会は、閉会することに決定しました。

閉会 午後12時08分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 足 田 俊 文

署 名 議 員 大 西 孝 幸

署 名 議 員 清 原 和 人